

団信加入希望	有・無
--------	-----

育児休業資金貸付申込書

会員氏名		所属名		貸付区分	新規借換
職員コード		所属コード			
借受申込額	円	希望する償還回数	回		
育児休業期	年 月 日 から 年 月 日 まで				
給料の月額	給料表 級 号給(号俸) 円 給料月額 × 3/10 = 給料月額 × 6/10 = <small>※今回の貸付分を含めた毎月・ボーナス償還額がこの額(↑)を超えると、貸付けできません。</small>				
現在の借受状況	借 受 先	件 数	借 受 額	毎月償還額	ボーナス償還額
	互 助 会		万円	円	円
	共 済 組 合		万円	円	円
	厚 生 財 団		万円	円	円
	そ の 他		万円	円	円
	計		万円	円	円
一般財団法人新潟県教職員互助会貸付規程に基づいて、上記金額を借受きたいので申込みます。 一般財団法人新潟県教職員互助会理事長 様 年 月 日 <div style="text-align: right;">借受人 印 (自筆) 氏名</div>					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 <div style="text-align: right;">所属所在地 〒 番 地 所属名 所属長職氏名 印</div>					

- 注 1 貸付による毎月の償還額の合計が給料月額の10分の3を超えるととき若しくは、ボーナス償還額の合計が給料月額の10分の6を超えるととき又は、休職、休業等による無給の場合は、新たな貸付はできません。
 なお、育児休業中は償還を猶予できませんが、その前に1回以上の償還実績が必要です。
- 2 借用証書は貸付決定時に送付しますので、貸付日の5日前までに提出してください。

事務局受付印

※互助会記入欄		
決定金額 (円)		
⋮	⋮	⋮
毎月償還額		
貸付番号		

育児休業資金について

貸付事由	会員が育児休業期間中に資金を必要とするとき。
貸付額	10万円単位とし、60万円以内
利率	年利1.17%
返済回数	50回以内
償還開始	育児休業が終了した翌月から償還します。 ※ 育児休業中の利息は無利息です。
申込・貸付の時期	1日～15日受付…翌月10日送金 16日～月末受付…翌月25日送金
提出書類	育児休業資金の貸付申込は、会員が互助会（互助厚生係）に対し「育児休業資金貸付申込書（貸付第7号様式）」を提出して行います。
添付書類	添付書類 ○ 貸付事業における個人情報に関する同意書（貸付第90号様式） ○ 育児休業の辞令書の写し（貸付後に提出）
備考	無給中の貸付けができないため、産前休暇を取得する頃にお申込みいただき、育児休業による償還猶予前に1回以上償還することが必要になります。
提出先	〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1 （一財）新潟県教職員互助会 貸付担当者 あて